

武家屋敷を見学しよう

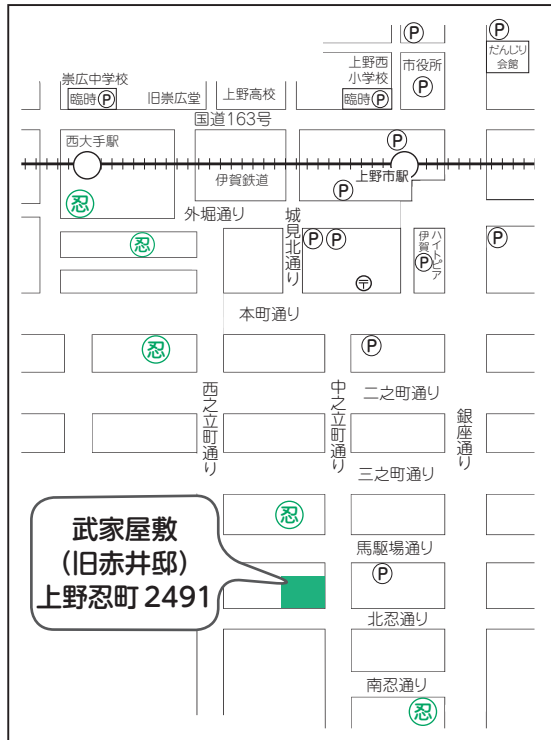


平成22年度に取得した国の登録文化財である上野忍町の武家屋敷(旧赤井邸)は、平成23年度から平成24年度にかけて6回の市民ワークショップを重ね、利活用の方法を検討してきました。

今年度からは、ワークショップでの検討結果をもとに耐震改修などの整備工事を実施しますが、着工前に「伊賀上野NINJA フェスタ2013」の開催にあわせて、武家屋敷の見学会を開催します。

当日は忍者に関係した作品の展示や販売なども実施していますので、ぜひこの機会に城下町伊賀上野を象徴する武家屋敷を見学してください。

なお、武家屋敷には駐車場がありませんので、周辺駐車場(有料)をご利用ください。



【開催日】

4月27日(土)・28日(日)
5月3日(金・祝)・4日(土・祝)・5日(日・祝)
午前10時～午後3時

【問い合わせ】

中心市街地推進課
☎ 22-9825 FAX 22-9628

忍…まちかど忍者道場【5月6日(月)祝まで開催】

住宅手当緊急特別措置事業が変わりました

雇用情勢の悪化に伴い、離職者に対する総合支援の一環として始まった住宅手当緊急特別措置事業は、4月1日から事業名と内容を変更して実施しています。

【事業名】 住宅支援給付事業

【支給対象者】 離職後2年以内の65歳未満の人で、就労能力と就労意欲があり、住居がない人、またはなくなるおそれのある人

【受給中の就職活動要件】

- ①毎月2回以上、公共職業安定所の職業相談を受けること
- ②毎月4回以上、伊賀市社会福祉協議会の支援員による面接などの支援を受けること
- ③原則週1回以上、求人先へ応募を行う、または求人先の面接を受けること

【就労支援策】

原則として、受給者は次のいずれかの支援を受けていただきます。(7月以降実施予定)

- ①日常・社会生活支援
- ②生活保護受給者等就労自立促進事業(仮称)

【支給期間】 原則3カ月間

※一定の条件を満たす場合は、延長(3カ月)の可能性があります。

※一定の条件を満たし、かつ日常・社会生活支援または生活保護受給者等就労自立促進事業(仮称)を継続の必要がある場合は、さらに再延長(3カ月)の可能性があります。

※住宅支援の申請には、複数の要件をすべて満たしている必要があります。詳しくはお問い合わせください。

【相談・申請先・問い合わせ】

伊賀市社会福祉協議会(上野ふれあいプラザ3階)

☎ 21-1112 FAX 26-0002

【問い合わせ】

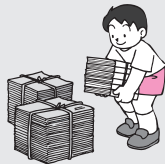
商工労働課 ☎ 43-2306 FAX 43-2311



ごみに関する各種補助事業

▶資源再利用物回収奨励金制度

環境問題に関する意識向上を図るため、環境学習の一環として再生利用可能な廃棄物の集団回収を計画・実施し、実績をあげた登録団体に対して奨励金を交付します。



❖対象者

- ①児童福祉法による学校教育関係団体
- ②障害者基本法による団体

❖対象品目 (種類別の回収量 1 kg につき 3 円を支給)

- 新聞紙・雑誌などの古紙類
- 古着・ボロ布などの古布類

▶粗大ごみ戸別収集 (福祉事業)

高齢者や障がいのある人などで構成されている世帯に限り、生活支援を目的として、ご自宅の玄関先まで粗大ごみの収集にうかがう福祉収集 (無償) サービスを行っています。事業利用申請書に必要事項を記入の上、提出してください。

❖対象者

- 次のいずれかに該当する人のみで構成されている世帯
- 75 歳以上の高齢者
- 介護認定を受けている人
- 障害者手帳を所持している人

❖対象品目

タンス・ソファ・食器棚・自転車・扇風機・電子レンジなどの粗大ごみ (1 回 5 点以内)

※家電リサイクル法によるもの (エアコン・テレビなど) や処理困難物、産業廃棄物となるものは収集できません。詳しくはお問い合わせください。

▶集積場整備事業補助金制度

地域の環境美化と収集の効率化を図るため、集積場の新設または改修を行う場合、事業費の一部を補助します。

※工事着工までに申請が必要です。事前にお問い合わせください。

❖対象

- ①区または自治会が行うごみ集積場の新設
- ②区または自治会が管理しているごみ集積場の改修

❖対象品目 (事業費の 2 分の 1 を補助)

- 新設 (上限 200,000 円)
- 改修 (上限 85,000 円)

▶生ごみ処理容器購入費補助金制度

家庭から出る生ごみを減らし、堆肥として資源化するため、生ごみ処理容器の購入に対して助成しています。

※購入後、3 カ月以内に申請してください。

❖対象者

- ①市内に住所のある人 (世帯主であり市税を完納している人)
- ②自らが所有または賃借などにより管理する家屋・土地に自費で設置する人 (良好な状態で維持管理できる人)

❖対象品目 (購入額の 3 分の 1 を補助)

○電動式処理容器 (上限 20,000 円)

1 世帯につき 1 基まで (交付日から 6 年経過した場合は再申請できます。)

○非電動処理容器 (上限 3,000 円)

1 世帯につき 2 基まで (交付日から 3 年経過した場合は再申請できます。)

【問い合わせ】 清掃事業課 ☎20-1050 FAX20-2575
各支所住民福祉課

伊賀市応急診療所だより

市では、市民の皆さんの生命と健康を守るために、休日・夜間に発病したとき、内科・小児科の応急医療が受けられる診療所を開設しています。

ただし、応急診療所はあくまでも応急処置を行うところです。受診に際しては、次の点にご注意ください。

- 薬は原則 1 日分の処方となります
- 点滴処置やレントゲン検査はできません

《伊賀市応急診療所の案内》

【所在地】 上野桑町 1615 番地 ☎22-9990

【診療科目】 小児科・一般診療

【診療時間】 平日・土曜日：午後 8 時～11 時
日曜日・祝日：午前 9 時～正午・午後 2 時～5 時・午後 8 時～11 時

※受付時間は診療終了時刻の 30 分前までです。

【持参物】 ○健康保険証・各種医療証・受給者証

○薬を服用している人は、薬の内容がわかるもの

※当診療所の受診後は、必ずかかりつけ医院で必要な治療や薬の処方を受けてください。

※悪天候 (台風・積雪など) 時に、やむを得ず休診する場合がありますので、ご確認ください。

【問い合わせ】 地域医療対策課 ☎22-9705 FAX 22-9666

◆応急診療所協力医療機関一覧表 (50 音順)

※4月1日現在

○ アクアクリニック伊賀	○ 佐那具医院
○ 浅野整形外科内科	○ 嶋地医院
○ あずまクリニック	○ しみずハートクリニック
○ あずま診療所	○ しもむら整形外科
○ 新医院	☆ 滝井医院
☆ 阿波診療所	○ 竹沢医院
○ 伊藤医院	○ 竹沢内科歯科医院
○ いまむら整形外科	○ 竹代クリニック
◎ 上野こどもクリニック	○ たにぐち皮フ科
○ 上野総合市民病院	○ 谷本整形
○ 馬岡医院	○ ひねの整形外科
○ おおすみ整形外科	☆ ひらい小児科クリニック
○ 大西医院	○ まちしクリニック
○ おおのクリニック	○ 松本胃腸内科
☆ 岡波総合病院	☆ みずたにクリニック
○ 亀田クリニック	○ 宮本医院
○ 河合診療所	○ 森田クリニック
○ 川原田内科	○ 山田診療所
○ 紀平医院	○ ゆめが丘クリニック
○ 佐々木内科	○ 吉村クリニック

○印：一般 ◎印：小児科 ☆印：一般・小児科

※上記に掲載されていない医療機関につきましてはは診療科など諸事情により入っていません。